

軍政下のポーランド経済改革

SAITO, Minoru / 斎藤, 稔

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei University Economic Review / 経済志林

(巻 / Volume)

53

(号 / Number)

3・4

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

34

(発行年 / Year)

1986-03-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008456>

軍政下のポーランド経済改革

齋 藤 稔

目 次

はじめに

1. 現代社会主義における経済改革
2. ハンガリー経済改革とポーランドの改革構想
3. ポーランド1980年夏——「1982年改革」
4. 「改革」後のポーランド経済
5. ポーランド経済改革の展望

はじめに

周知のようにポーランドでは、1980年夏の独立・自治労組「連帯」結成以来、全体制的な革新 *odnowa* を求める社会的な激動が生じた。この激動は、単に従来の経済政策の転換を要求するのみではなかったが、発端が経済要求にもとづくストライキであったこともあり、経済政策の転換と経済制度の改革がさしあたりもっとも容易に実現可能であるとみなされ、これまで再三にわたって議論倒れに終っていたポーランドの経済改革が、本格的に導入される好機でもあった。1981年を通じてさまざまな改革案が公表され改革関係法も制定されたが、実際の経済改革は1981年12月の軍政導入のち1982年1月から実施された。しかし、後述するように、経済改革はそれ自体、従来の固定観念の根本的再検討を必要とするものであり全機構的な改革の一環としてこそ有効性が期待できるものであるから、政治的な改革の面ではむしろ逆行した軍政下の経済改革というものはまさに矛盾の表現である。軍政は一応1983年7月に解除されたが、過渡的な措置とし

て多くの規制が存続している。したがって、現在のポーランドで画期的な経済改革が果して開始されたのかどうか、またそれがポーランド経済にどのような影響をもたらすことができるかについてはなお判断を留保せざるをえない。本稿は、現時点での、しかも主として西欧文献を利用した、中間報告にとどまるものである。

1. 現代社会主義における経済改革

現代社会主義で問題とされているのは、経済改革のみではない。藤田勇氏は、「社会主義を社会変革の運動概念とみるかぎりでは、それは、自由な生産者たちの結合社会の実現にいたる、社会の根本的または部分的諸改革運動の連続である」として、1950年代中期以降（すなわちポスト・スターリン期）の社会主義諸国における諸改革運動の四つの方向を指摘している⁽¹⁾。

その第一は、「社会主義的民主主義と社会主義的適法性の再建・発展という用語で一般的に表現されている」、「社会主義諸国の支配的政党と政府のイニシアティブによって行われてきた代表制機関の復位と活性化、選挙制度の改革、立法の整備、連邦制における加盟共和国の地位および地方権力機関の地位の復位もしくは向上、司法制度（とくに刑事司法）の改革、行政機構改革と行政に対する司法統制システムの展開および各種の直接民主制の契機の増幅等の法制改革」である。

改革の第二の方向は経済管理体制の改革であり、上記の法制改革とこの経済改革は、各国別、時期別に大きな差異を含みながらも、いわば公認の改革方向として現実に展開されてきた。これに対して、「改革運動の中で改革構想として提起されながら実現をみていない第三の改革方向」、それは、「思想・表現の自由、マルクス=レーニン主義政党の指導権からの社会諸団体の自立化、政党間の競争をみとめる複数政党制といった構想を核とする」政治的改革である。

第四の方向は、民族的自立を志向する、社会主義的「世界体制」の内部

の国際関係の改革である。両体制の対立の中で、社会主義各国の自立性の相互承認は「容易ならざる課題」であるが、各国の主体的な改革の努力が外部の力で圧殺される危険がつねに存在しているために、この国際関係の改革は、他の諸改革が成功するための重要な前提条件とならざるをえない。また、前記の第三の方向である政治的改革は、論理的には第一の法制改革の当然の延長上にあるが、「この方向は、じつは、それを社会主義の枠をはみだす『反改革』とみる立場との鋭い対立の中にあるものであって、社会主義諸国における諸改革の共通の方向とはいえない」。

したがって、この四つの改革方向は、全体として有機的な関連を持ち、現実の改革運動はこれらの複雑なからみあいとして展開されることになるが、公認の改革方向と非公認の改革方向とはしばしば政治的に峻別され、前者は公認の枠内に押しとどめられようとするが、それに甘んじるかぎり法制改革も経済改革も不十分なものとどまらざるをえないと考えられる。

以上のような藤田氏の見解（いくらかは筆者の拡大解釈も含まれるが）をうけついで、筆者なりの見解を経済改革を中心として展開すれば、以下のようにらる⁽²⁾。

1960年代後半から社会主義諸国で着手された経済改革は、「ひとつの工場」のように社会全体を組織し単一の計画センターが国民経済を細部まで事前計画によって運営するのがもっとも合理的であるとする「計画の神話」が社会主義諸国の現実の前に崩壊したことの結果であった。社会主義諸国の国営企業は日常的な経済運営の基本的な単位として一定の自立性を不可避的に必要とし、国民経済規模での全体計画とは完全な利害の一致は存在しない。個人としての生産者は、現段階では社会全体の利益のために自発的に労働しているのではなく、みずからの生活の必要のために企業単位に総括されて他律的に労働を余儀なくされている。また、彼ら自身が社会の主人公として実際に社会主義国家を直接に運営しているわけでもない。

したがって、社会主義国家、国営企業、個人としての生産者の三者のあ

いだには一定の利害の対立が客観的に存在している。この三者の利害を調整するそれぞれの方策が必要である。すなわち、社会主義国家と国営企業との関係は、従来のような単なる上から下への指令的計画によるのではなく、国営企業に一定の自立性を保障する経済制度の改革が必要となる。国営企業と労働者との関係においては、職場における民主主義の保障を通じて労働者が企業の主人公として主体的に経営に参加する自主管理の方向が必要である。国家と個人との関係は、可能なかぎり代行主義を排除して、国政に直接参加することを保障するような政治的民主化が必要とされる。ここに、経済改革と自主管理と政治的民主化は、一体不可分のものとして登場することになるのである。

社会主義諸国では、すでに、これらの改革が積極的にとりくまれてきている。ユーゴスラヴィアでは先駆的に1950年から企業の労働者自主管理に着手し、1968年のチェコスロヴァキアにおける「プラハの春」は複数政党制を含む政治的民主化を中心課題としていた。この「プラハの春」がソ連その他の軍事介入によって圧殺されたために、同じ1968年に開始されたハンガリーの経済改革は、市場の最大限の利用による能率向上を重点とし、政治的民主化はソ連の反応を見ながら慎重に進められている（1985年6月のハンガリー総選挙では小選挙区制のもとで全選挙区が複数立候補となり、無所属議員の進出が目立った）。これらはいわば、労働者自主管理中心のユーゴ型改革、政治的民主化を正面から掲げた「プラハの春」型改革、経済改革優先のハンガリー型改革と特徴づけることができよう。

これに対してポーランドでは、改革論議は先行したものの実際の改革はつねにひきのばされてきた。すでに1956年、ポズナンでの暴動事件の衝撃でスターリン時代の追放から復活したゴムルカ政権のもとで、ポーランドでは労働者自主管理への動きと経済改革に関する論議が展開され、ランゲ、ブルス、カレツキらによる先駆的な改革提案が公表された。この改革提案はハンガリーでは生かされたもののポーランドではゴムルカ政権に採用されず、その後1960年代以降になってポーランドではソ連型の枠内での

経済改革の試みがくりかえされたが、1970年と1976年にいずれも賃金凍結の物価引上げに対する労働者の抵抗によって上からの改革は流産した。かくしてポーランドでは、ユーゴ型自主管理もハンガリー型経済改革も導入されず、政権（1970年からギエレク政権）に対する労働者の不満が累積されて1980年夏を迎えることになったのである。

1980年夏に生まれた独立・自治労組「連帯」は、従来官製労組が労働者の経済的利益さえ保障しなかったことから、下からの自主的な労働組合として出発し、当初の要求は大幅賃上げが中心であった。しかしながら、「連帯」への社会的な支持が高まるにつれて、「連帯」の要求も全社会的な改革、odnowa へと拡大した。企業の労働者自主管理、それを実際に保障するような経済改革、および複数主義による政治の民主化である。つまり、改革がひきのばされてきたポーランドでは、この時点で、ユーゴ型自主管理、ハンガリー型経済改革、および「プラハの春」の国政民主化要求が一挙に提案されたことになる。しかもこの一括要求は、一方では1970年代末以来のポーランド経済の悪化、他方でソ連からのきびしい外圧という、前門の虎、後門の狼がまちかまえている中で提起された。諸矛盾の累積は小手先の改革では解決できず、さりとて根本的な改革は政治的・経済的に実行不能という状況にあったのである。ここで選択されたのが、「軍政下の経済改革」であった。

注(1) 社会主義法研究会編『社会主義における「改革」の諸相』、法律文化社、1985年、1-8ページ。

(2) 拙稿「社会主義諸国の経済改革の現段階」、『経済』No. 228 (1983年4月) および「現代社会主義における改革の努力」、『前衛』No. 523 (1985年7月) 参照。

2. ハンガリー経済改革とポーランドの改革構想

ポーランドとハンガリーは、同じ1956年10月に激動の時期を迎えた。フルンチョフのスターリン批判直後のスターリン型体制の動揺の時期に、ポーランドでは、スターリン時代に追放されていた前書記長のゴムルカが、

国民の期待をになって統一労働者党第一書記として再登場し、ソ連の軍事介入の危機をしのいで国民に改革を約束した。この時のポーランド国民の熱狂ぶりは、映画「大理石の男」にも再現されている。他方でハンガリーでは、ラーコン体制からナジ政権への切りかえがおそきに失してソ連の軍事介入をまねいたことは周知の通りである。この時に対ソ関係で政治的リアリズムを発揮したのはポーランドの方であった。当時、ポーランド人は、ハンガリー人が「ポーランド人のように行動」したことに敬意を表しながらも、みずからが「チェコ人のように行動」したことを自賛したといれる⁽¹⁾。

しかし、その後、1960年代に入って両者の関係は逆転した。ハンガリーがカードル体制のもとで政治的リアリズムを身につけ、ソ連の再介入を回避しながら経済制度の大幅な改革へと進んだのに対して、ゴムルカ体制の改革の約束は実現されなかった。1983年10月にポーランド統一労働者党機関誌 *Nowe Drogi* 特別号に公表された「人民ポーランドの時期における社会的対立の原因と経過の解明のための統一労働者党中央委員会作業委員会による報告」は、ゴムルカ体制（1956—1970）の凋落の原因を、主として経済改革の未遂行と、開始された政治的民主化の停止と逆行、とりわけ1960年代後半の過度の政治・経済の集権化に求めている⁽²⁾。

ゴムルカ時代の経済改革は、1968年11月のポーランド統一労働者党第5回大会でようやく具体的に提起されたが、これは1957年に経済改革テーゼを発表した閣僚会議付属経済会議（議長オスカー・ランゲ、副議長ブルス、カレッキ）が1963年に廃止されてのち、「われわれは修正主義理論を拒否して中央計画化の役割の強化に努力する」として、行政的計画指令と経済的刺激とを両立させようとしたものであった⁽³⁾。この1968—1970年改革は、1968年3月のワルシャワ大学紛争以後のポーランド統一労働者党の政治的対立の激化と1970年12月のグダニスクその他での物価暴動とによってゴムルカ政権が崩壊した結果、流産した。

この時の経済改革は、改革構想自体が矛盾を含んでいたといわれる。そ

の第一は、行政的計画指令と経済的パラメータとを併用しようとした結果、かえって行政的計画指令が天文学的に増加したことである。第二に、従来の伝統的経済制度の基本的枠組みを残したまま企業刺激を強化したために、企業管理者は利潤極大ではなくボーナス極大を志向することになった。第三に、年次計画目標を企業にあたえる一方で長期的な展望のための財政ノルマを企業に示すというやり方は、年次計画の枠にしばられて長期的指標をしばしば改訂せざるをえないという結果を生じさせた。第四に、企業の権限を拡大する一方で企業連合の機能も拡大したために、企業の自立性はかなりの程度企業連合によって制約されることになった。第五に、極度に緊張した（余裕のない）計画化方式のままで管理メカニズムの変更を意図したことである⁽⁴⁾。

1970年12月にゴムルカ政権に代って登場したギエレク政権は、1973年1月から「新経済・財政制度」の実験、すなわち1973—1975年改革を開始した。この改革もまた、1976年6月の再度の物価暴動によって流産したのであるが、このポーランドの1973—1975年改革の失敗とハンガリーの1968年改革の成功とを比較した論文があるので要約して紹介しよう⁽⁵⁾。

第一には、当時の両国の経済環境の相違がある。ポーランドの1973—1975年改革は、高投資による高成長を意図した1971—1975五カ年計画の期間に着手された。前五カ年期の平均成長率が年6%であったのに対して、この時期には年平均10%前後の高成長が達成されている。高投資のため国民所得の蓄積比率は1974年に38%にも達したが、高成長が達成されたため消費も絶対量としては5年間に約50%の拡大であり、国民の生活水準は上昇した。実質賃金は前五カ年期に年2%の上昇であったのが、1971—1975年には年7%以上の上昇となり、国民1人あたりの食肉消費量は1971年の56kgから1975年の70kgへと増大した（同じ時期のイギリスでは、50kgから46kgへ減少している）。

高成長が主として西側の機械と技術と賃金とに依存したため、対西側貿易収支は大幅に悪化（1970年のほぼバランスから、1975年の75億ズロティ

の赤字へ)し、対西側債務が累積した。このような高投資、高成長、生活水準上昇、国際収支の悪化がインフレ圧力を生じさせ、小売物価は前五カ年間に4.5%の上昇であったのが1971—1975年には13%以上の上昇となった。いうまでもなくこれは公定価格の引上げであって需給関係をそのまま反映したのではなく、数字にあらわれない抑圧されたインフレは行列と品不足を激化させた。かくして、ポーランドの1973—1975年改革は、対外的にも対内的にも経済的不均衡が強まった時期に着手されたのであり、これらの不均衡に対する社会的不満の再発がもっとも警戒されたのである。

これに対して、ハンガリーの1968年経済改革当時の第3次五カ年計画(1966—1970年)は、高成長を意図せずむしろ内外均衡の維持を目的とするものであった。しかも国内経済は年6%の着実な成長を続け、対外貿易も1970年代前半までは順調に拡大していた。経済政策も安定しており、好条件下で1968年経済改革が着手されたのである。

第二に、改革へのアプローチについて、ハンガリーでは3年間の周到な準備ののちに1968年1月1日から、行政指令的計画化方式を全面的に放棄した「誘導市場モデル」が導入された。企業に対する義務的計画指標は全廃され、投資も企業の自己金融を中心とすることになった。つまり、広汎なコンセンサスのもとに全面的な改革が一挙に導入され、その後は状況に応じて部分的な修正が加えられていったのである。これに対してポーランドの1973—1975年改革は、新旧両制度を併存させた中途半端な改革であり、しかも具体的な障害に直面するとたちまち政策当局者が自信を喪失して改革を全面的に放棄するという結果になった。

ここでは、企業管理、賃金、価格の3点で両者を比較してみよう。ハンガリーでは、企業は基本的に自立的であり、企業間競争を通じて利潤の極大化に努力することが期待された。この企業間競争を有効に組織するために、巨大企業の分割と西側企業との国際競争の導入が予定されていたが、前者はなお部門別工業省(廃止が予定されながら存続した)からの抵抗が強く、後者は当然のことながら外貨事情に制約されて実現しなかった。ポ

ーランドでは、部門別工業省の存続を前提としながら企業への部門別管理を緩和するために、省と企業の間際に「大規模経済組織」(Wielka Organizacja Gospodarcza—WOG)とよばれる企業合同を新設したが、このことは集中によって企業間競争を制限することになり、企業の自立性を保障するよりもむしろ部門別工業省による企業管理を強化させることにもなった(WOGは1981年によりやく解体された)。

ポーランドでは、賃金決定に関しても中間的な二重制度がとられ、賃金フォンドの増加に関しては付加価値にリンクさせ、経営スタッフのボーナスに関しては純利潤にリンクさせることになった。ハンガリーでは、両者ともに企業の税引後利潤にリンクさせることになっている。両国の場合を図示すれば、以下のようになる⁽⁶⁾。

(ポーランド) 企業純収入－非労働コスト－銀行利子支払－減価償却＝付加価値〔→賃金フォンド増加のベース〕－労働コスト－賃金フォンド税(20%)－固定資産税＝純利潤→経営スタッフのボーナス・フォンド(税率10～80%)＋発展フォンド(残差項目, 税率80～90%)

(ハンガリー) 企業純収入－労働コスト－非労働コスト－減価償却－賃金フォンド税(1980年まで35%, その後24%)－固定資産税(1980年まで5%, その後廃止)＝純利潤－利潤税＝税引後利潤→予備フォンド＋分配フォンド(賃金増加とボーナスのベース, 高度の累進課税)＋発展フォンド(企業投資および投資ローン返済用; 減価償却の60%がここに加わる)

このポーランドの場合には、付加価値にリンクさせたことによって賃金の全般的な上昇をむしろ促進することになった。WOG設置による価格形成力の強化もこの方向に作用した。反面で、巨大なWOG規模での経営業績と個々の労働者の報酬の基準との関係は不明確にならざるをえなかった。

価格体系の改革については、ハンガリーでは生産者価格の改革に重点を

おき、消費者価格の急激な引上げを回避して、低所得層への補償措置をともなった消費者価格の選択的引上げを実行した。これに対してポーランドでは、インフレ圧力を緩和するために生産者価格と消費者価格との連動を意図し、消費者価格の大幅引上げと賃金凍結を同時に発表した。この結果は強力な抵抗に直面することになり、改革全体が流産せざるをえなかったのである。

結局のところ、ハンガリーにおける1968年経済改革の成功と対比されるポーランドにおける1973—1975年改革の失敗の原因は、ポーランドの経済改革の構想それ自体がきわめて不徹底で及び腰のものであったことによるが、そのような不徹底さを生み出した政治的・社会的要因としては次の四つがあげられる。第一に、ハンガリーでは1956年の動乱以後カーダール体制が国民の信頼を回復して政治的に安定していたのに対し、ポーランドでは国内につねに強力な反対グループ（自営農民、カトリック教会、反体制インテリ）をかかえ、体制側としては、大幅な改革のリスクをおかすよりも投資ブームと高成長による人気取りの方を選択しがちであった。第二に、ハンガリーが民族的にはほぼ同質の社会構成を持つ小国であるのに対し、ポーランドは社会的・文化的により複雑な構成を持っていた。第三に、東欧諸国の改革に対するソ連の態度は、1968年の「プラハの春」に対する軍事介入以後、かなり硬化したが、ハンガリーの改革は「プラハの春」以前にすでに開始されていた。これに対し、ポーランドの1970年代の改革はブレジネフ時代のソ連の保守化によって制約されたのである。第四に、ハンガリーでは1956年の動乱以後に農業集団化が再開されて1960年代には輸出余力のある生産性の高い集団化農業が出現していた。これに対してポーランドでは、自営農民の広汎な存在が政治的不安定要因のみならず都市への食料供給にも不安を残していたのである⁽⁷⁾。

このような、ポーランドの1973—1975年改革の失敗は、果して今日の場合にもくりかえされることがないのであろうか。1980年夏以降、ポーランドでは、「プラハの春」の民主化要求には及ばないとしても、後述のよう

に自主管理と市場経済の導入という面ではユーゴやハンガリーの現行制度をのりこえるような改革提案が論議された。もしもこのような提案が実現されるならば、たしかにポーランドはハンガリーの1968年改革をこえることが出来るかも知れない。しかしそれは、あくまでも、もしも実現されるならば、であって、実現のための障害は相変らず大きいのである。前回の改革失敗当時と異なる要因としては、国内的には一時は組織人員1,000万人にも達した「連帯」運動の影響、対外的にはソ連におけるゴルバチョフ政権の登場がある。当面の経済危機と軍政の後遺症とをこれに重ねあわせるならば、見通しは非常にむずかしいといわざるをえない。

注(1) Béla K. Király and Paul Jónás (ed.), *The Hungarian Revolution of 1956 in Retrospect*, Boulder, 1978, p. 91. 「ポーランド人のように行動」とは、1944年のワルシャワ蜂起にもみられるように、結果を深く考えることなく行動に立ちあがるのがポーランド人だとみられていることを意味し、「チェコ人のように」とは、1945年5月(ベルリン陥落後)のプラハ蜂起のように、最終的に結果が見通せるようになるまで立ちあがらないのがチェコ人だとみられていることを意味する。1980年以降のポーランドは、まさに「ポーランド人のように」行動してきたと思われる。なお、1956年10月のゴムルカ復活については、Konrad Syrop, *Spring in October. The Story of the Polish Revolution 1956*, N. Y., 1958 (Reprint in 1976) にくわしい。

(2) この報告 (*Sprawozdanie z prac Komisji KC PZPR powołanej dla wyjaśnienia przyczyn i przebiegu konfliktów społecznych w dziejach polski ludowej*) については、井手啓二「戦後ポーランド史の諸事件の総括によせて」、『大阪経大論集』第162・163号(昭和60年3月)による。なお報告原案の英文抄訳が、The Kubiak Report(統一労働者党政治局員 Hieronim Kubiak が作業委員会の議長であった)として、Leopold Labedz(ed.), *Poland under Jaruzelski*, N. Y., 1984, pp. 87—107 にある。

(3) 拙稿「現代社会主義と経済改革」、東大社会科学研究所編『現代社会主義——その多元的諸相』、東大出版会、1977年、259—265ページ参照。

(4) Janusz G. Zielinski, *Economic Reforms in Polish Industry*, London, 1973, pp. 310—312.

(5) P. G. Hare and P. T. Wanless, *Polish and Hungarian Economic Reforms——a Comparison*, 《Soviet Studies》, vol. 33, No. 4 (October 1981), pp. 491—517.

(6) Ibid., p. 507—508.

(7) Ibid., p. 515—516.

3. ポーランド1980年夏——「1982年改革」

1980年8月のグダニスクでの政労交渉のさいに、工場間ストライキ委員会(MKS——議長レフ・ワレンサ)が要求した21項目には経済改革についての直接の要求はなく、改革のための前提条件として、情報の公開の討論が要求されているのみである。すなわち、21項目の第6項では、「国を危機から脱出させるため、(a)社会・経済情勢についての完全な情報を公表し、(b)あらゆる社会層の人々が改革の綱領についての論議に参加できるようにすることを通じて、実際の行動に着手すること」が掲げられていた。

同年8月31日の政府委員会(議長ヤギエルスキ 副首相・政治局員——1981年7月のポーランド統一労働者党第9回臨時党大会以後、政治局員も副首相も解任された)との合意書では、この第6項に関して、以下のことがとりきめられた⁽¹⁾。「われわれは〔ストライキ委員会と政府委員会の双方である〕改革の綱領の作成に拍車をかけることがきわめて重要であると考える。当局〔政府側〕は数カ月のうちにこの改革の基本原則を規定し発表する。この改革についての公開討論への広汎な参加を可能にする必要がある。労働組合はとりわけ社会主義的経済機関と労働者自主管理に関する法律を作成する作業に参加すべきである。経済改革は企業のずっと大きな自主性と労働者自主管理単位の経営への実際の参加を基礎としなければならない。相応の諸決定で、この合意書の第1項に規定された〔すなわち、政党からも雇用主からも独立した新しい自主的な〕労働組合が機能を果たすことを保障しなければならない。問題を自覚し、現実をよく理解した社会のみが、わが国の経済再編成の綱領を提起し、実現することができる。このため政府は、社会、労働組合、または経済・社会団体が接することのできる社会・経済情報の基本的範囲を拡大する。」

また、合意書では、この第6項に関する部分で、農業改革についての次

のような付記がある。「このほかに、工場間ストライキ委員会は〔すなわち、一方的要求であって合意ではない〕次のことを要求する。

- ポーランド農業の基礎である家族農業経営の発展のための永続的な見通しをつくりあげること
- 農業の各セクターに、土地を含むすべての生産手段を入手する平等の機会を与えること
- 農村の自治を復活するための条件を創出すること」

この農業改革の問題をまず略述すれば、工場間ストライキ委員会（この直後の1980年9月に独立・自治労組「連帯」に発展）がここで代弁した農民の要求は、その後、各地の農民のストライキを背景にした1981年2月のポーランド東南部の都市ジェシューフでの自営農民グループと政府との直接交渉の結果、次のような合意を生み出した⁽²⁾。

- (1) 自営農民の所有権と相続権、およびポーランドにおける私営農業の永続的な地位の保障、
- (2) 国家土地ファンドからの土地購入における自営農民の優先権の確認、
- (3) 農業のすべてのセクターにおいて、銀行信用へのアクセスを平等にすること、
- (4) 自営農民への機械および部品の供給の増加、私営セクターへの農業投資比率の増大、
- (5) 農民に有利な価格改定と農民年金制度の改善によって、農業の収益性を保障し農民の生活水準を都市労働者と同等のものにすること、
- (6) 農業むけの地方小工業とサービスの発展。

これらの要求は、ポーランドにおける自営農民の圧倒的比重（農地面積の70%、農業生産の78%を占める）にもかかわらず、すべての面で国営・協同組合農場が優先され、自営農民があとまわしにされていたことへの、300万自営農民の不満のあらわれであった。このジェシューフ合意の直後、1981年3月に自然発生的な諸組織が合同して個人農民独立・自治労組「連

帯」(NSZZ Rolników Indywidualnych ‘Solidarność’) が結成され、同年5月12日に新労組として正式に承認された。

しかしながら、この「農民連帯」は軍政導入後の1982年10月の新労働組合法による登録を拒否して非合法化され、従来から存在した協同組合と農業サークルのみが公認された。ジェシューフ合意の第1項は、次のような形で1983年7月20日のポーランド人民共和国憲法改正条項に含まれている。(第15条-3)「勤労農民の個別的家族農業経営を保護し、その経営の永続性を保障し、その生産の拡大と農業技術水準の向上を援助し、農民の自治、とくに農業サークルと協同組合の発展を支持し、個別的農業経営と社会主義的国民経済との結合を拡大する」⁽³⁾。

つまり、基本的な改革の方向については合意が成立しその表現は軍政後も残されているが、実際にどのような自主的な組織が具体的に改革を進めて行くのかについては大きな対立が存在し、そのことが改革が実際に進行するかどうかを大きく左右する——これは、農業改革の問題に限ったことではなかった。

グダニスク合意の直後、1980年9月に結成された独立・自治労組「連帯」(NSZZ ‘Solidarność’) は、第1回全国大会(グダニスク合意一周年の1981年8月31日に予定されていた)にむけての、「討論のためのテーゼ」として、「現在の国内情勢のもとでの『連帯』の活動方向」という文書を、1981年4月17日の機関紙上に発表した。当時の「連帯」活動家の態度は、「経済政策を考えるのは政府の仕事だ。われわれは政府が出してくる政策が労働者の利益になれば呑むし、でなければ拒否するだけだ」というものが多かったといわれる⁽⁴⁾。この「討論テーゼ」も、冒頭に、「労働組合は、国家権力の課題を、それに代って行うものではなく、国家に対して、勤労者の利益を代表することを望んでいるものである」とのべて、「連帯」としては独自の経済改革案は提示しない、としている。

その上で「討論テーゼ」は、一般的な経済改革の必要性と、「期待されている変化の性格」とを次のように指摘している⁽⁵⁾。「わが国における深

刻な経済危機は主として、商品およびサービスの供給と需要との間の巨大な、増大しつつある不均衡を通じてあらわれてきており……この危機は社会の生活水準に、労働の環境に、そして勤労者の実際の賃金水準に直接影響を与えている。いま深刻化しつつある危機のもとで、この低い賃金が実質的な低下をみせるという事態にわれわれは直面している。」この危機の構造的・制度的原因として、生産手段生産の優先的拡大によって消費物資の生産と農業部門とが副次的・従属的な地位におかれてきたこと、経済政策の非効率の穴埋めとしての巨額の対外債務による実質的な破産状態、指令的計画化による資源の莫大な浪費があげられ、「危機を恒久的に克服し、わが国の経済を均衡のとれた発展の軌道にのせる唯一の方法は、たえずくりかえされる危機的緊張の根源を除去する深刻な経済改革である……改革は専門家の自由な公開討議の結果であるべきであり、国民経済全体を管理する国家権力がそれを実施すべきである。他方、組合の任務は、実施された改革が結果として勤労者の状態の改善をもたらすよう監視することである。」

「期待されている変化の性格」は、中央計画の指令的性格の除去、計画作成過程への社会の参加、中間機関としての部門別省や企業合同の削減、企業の独立採算制への移行が列挙され、「社会化された企業が自立化することは、真の労働者自主管理の確立を可能にし、かつそれを絶対的に必要とする。われわれの組合は、社会化された企業での労働者の自主管理の確立が経済改革の不可欠の要素をなすと考えている」とのべられている。すなわち、「連帯」とっては、企業における労働者自主管理の確立（すでにこの時点でも、自主管理機関と労働組合との権限の区別が問題にされているが）が主要な関心事であって、それを保障するような経済改革のプラン作りは専門家にまかせる、という態度であった。

1980—81年のポーランドでは、実際に、多くの経済改革提案が発表されていた。ポーランド経済学会は、1980年春からの作業を継続して学会案を1980年11月に発表した。これよりラジカルな中央計画統計大学（SGP i

S) 案やヴロツラフ大学案, ワルシャワ大学案なども発表されたが, 政府レベルでは, グダニスク合意の第6項にもとづいて1980年9月から「連帯」代表も参加した経済改革問題委員会 (Komisja do spraw Reformy Gospodarczej) が作業を開始し, 1981年1月に最初の改革案「経済改革の基本原則」が公表された。これは経済学会案をベースにしたものといわれるが, 公開の討論の結果を加味して「経済改革の諸方向」(Kierunki reformy gospodarczej) と改題して1981年7月にポーランド国会に上程され, 9月25日に国会を通過した⁽⁶⁾。

これよりさき, ポーランド統一労働者党は, グダニスク合意直後の1980年9月の第6回中央委員会総会でギエレク第一書記を解任してスタニスラフ・カニアを第一書記とし, 1981年2月の第8回中央委員会総会でパビウフ(1980年2月—8月), ピンコフスキ(1980年8月—1981年2月)と2代続いた中央計画統計大学出身のエリート官僚である首相に代って, 現役の陸軍大将ヤルゼルスキを国防相兼任のままで首相に指名した。この時点ですでに治安回復にポーランド軍を動員する準備が進められたと思われるが, 当面はまずカニア体制のもとでの臨時党大会への準備が進められた。

1981年5月には(すなわち, 前出の「連帯」テーゼ発表の翌月に), 7月に予定された臨時党大会のための, 「社会主義的民主主義の発展, 社会主義建設におけるポーランド統一労働者党の指導的役割の強化と国の社会・経済的安定化の綱領テーゼ」が発表されている。この「綱領テーゼ」では, 経済改革に関して「企業の自立性と自主管理」が強調された。すなわち, 「企業の自立性と自主管理は, 経済改革の基本的な土台であり, 中央経済行政機構の改革, とりわけ企業合同のかなりの部分の廃止, 省の数の制限, 行政府全体とその構造, 指導的部署の数の総合的再点検による改革を要求する。」「企業は, 独立採算制の原則にもとづいて活動することになる。それは企業の自立性の経済的原則をなす。それは, とりわけ, 企業の決定権限とその経済効率達成への責任を大幅に高めること, 経済計算の基礎としての財政的結果の役割を向上させること, 企業における社会関係

を自主管理制度の原則にもとづかせることを意味する。これらの原則は、公表され、大衆討議にかけられている従業員自主管理法や国営企業法の骨子案に表現されている。⁽⁷⁾

1981年7月20日にポーランド統一労働者党第9回臨時党大会で決定された綱領（表題は前出の「……綱領テーゼ」から「テーゼ」を除いたもの）では、すでに前記の「経済改革の諸方向」が国会に上程されているため、経済改革に関しては、この「諸方向」を承認することにとどめられている。すなわち、「大会は、党の義務、全社会に対するその義務が、できるだけ短期間に経済改革を実現することにあることを確認する。改革の実行は、危機からの脱出とポーランドの社会的・経済的発展の基礎づくりのための綱領を達成する前提条件である。この改革は、社会主義社会・経済体制の基本規定と両立するものでなければならない。改革の基本目的は、高度な社会的効果をもつ管理を確保することである。この課題を実現するためには、計画の社会化が、すなわち、独立採算制の原則にもとづいて運営される企業の自主性と自治のための条件をつくりだす発展計画の作成において、すべての社会層の参加を拡大することが要求される。大会は、『経済改革の諸方向』に含まれる経済改革の基本規定を承認する。大会は、これらの規定を、今日の社会・経済情勢に合致し、ポーランドの社会主義的発展をいっそう促進する解決策と考える。大会は、中央委員会およびすべての党機関、党組織に対して徹底した協議と説明・教育活動を行うとともに、経済改革の諸原則を一貫して創造的に実行するよう義務づける。⁽⁸⁾」そしてここでもまた、国営企業法と国営企業従業員自主管理法の早急な国会通過の必要が強調されていた。

「経済改革の諸方向」と上記二法はいずれも1981年9月25日に国会で承認され、国営企業関係二法は1981年10月1日から施行されることになった。これらの内容を以下に略述する⁽⁹⁾。「経済改革の諸方向」は全8章130項からなる長文であるが、「I 経済改革の必要性とその目標」では、現存の計画化システム（指令・割当システム）の欠陥が指摘され、「改革の

基本的課題は、経済の高い社会的効率を保障するような経済機能の原則とメカニズムを実生活に導入することである」とされている。「Ⅱ 制度・組織構造」では、「多セクター構造はポーランド経済の恒久的特徴である」として、「協同組合の完全な自治」と「個人農の自主管理組織設立の権利」がまず保障され、党の介入が制限されている。省の部門別管理も制限され、部門別の省を段階的に削減する方向が示されている。「Ⅲ 経済機能の基本原則」では、「社会化された計画化」と「自立的企業」と「経済政策の経済的用具」が、国民経済の機能メカニズムの三つの基本的柱とされる。「自立性 (samodzielność), 自主管理 (samorządność), 自己金融 (samofinansowanie) の原則に支えられた企業が経済の基本的単位である」(いわゆる三つのSの原則)。従来の行政的・集権の原則は放棄されるが、「市場は経済の唯一の規制者であるというテーゼ」は拒否され、「経済は市場メカニズムを利用した中央計画化の原則にもとづいて活動する」ことになる。「Ⅳ 計画化」では、「計画の作成と統制におけるあらゆるレベルの代議制機関とすべての自主管理機関の法的に保障された参加」による「計画の社会化」が規定されている。全国的五カ年計画には自立的企業を規制する経済的パラメータとノルマチフとが含まれ、「したがって現物的計画化と貨幣的計画化の密接な結合が不可欠である。」

「経済改革の諸方向」の中心的な部分は、「Ⅴ 企業——自立性, 自主管理, 活動原則」であり、ここでは、自立性, 自主管理, 自己金融の三つのSにもとづく「自主管理国営企業」が、支出最小化・利潤最大化を志向することが期待されている。企業の自主管理については国営企業関係二法にゆだねられているが、国家機関は「企業の規制にあたっていかなる指令的課題も資材の行政的割当ても用いない」のが原則である。ただしこの原則は過渡的期間においてはある程度制限されることになっていた。「Ⅷ 改革の導入——問題, 原則, 日程」では、改革は1981年中の準備期間を経て1982年から導入されることになっているが、その後「おそらく2～3年の過渡期が必要であろう」とされている。

「国営企業法」第1条2項では、「企業は法人格を有する、自立的、自主管理的で、自己金融を行う経済単位である」と規定されているが、国防・治安関係の企業（第5条）と公共企業（第8条）はこの「三つのS」原則の適用外とされている。「三つのS」のうち自立性は、「企業の諸機関は、法規にしたがい企業の課題遂行のために、企業のすべての問題において自主的に決定を採択し活動を組織する」（第4条1項）および「国家機関は法規に定められた場合のみ国営企業の活動の領域で決定を採択することができる」（同2項）で明記された。自己金融の原則は、企業は収入の範囲で支出を行うという、コロナの「ハードな予算制約」と同じ意味であるが、第26条で「国営企業は破産状態におかれうる」と規定され、これに関連して「国営企業更生・破産法」が1983年6月に制定された⁽¹⁰⁾。実際にはまだ、現実に破産状態に追いこまれた国営企業はないようだが、鶴岡重成氏はこの「国営企業更生・破産法」の成立を、他の社会主義国に例を見ないものとして高く評価している⁽¹¹⁾。

自主的に決定を行う「企業の諸機関」とは、「従業員総会、従業員評議会および企業長」である（第31条）。前二者は自主管理機関である。では、企業長は誰が任命し解任するのか。これは、設立機関（中央または地方の国家行政機関——第9条1項）と自主管理機関の二元的決定方式がとられ、重要企業、公益企業、新設企業については設立機関が企業長を任命し、その他の企業は従業員評議会が企業長を任命する。設立機関と従業員評議会は相手の決定に対して2週間以内に異議申立てをする権利がある（第34条1項）。異議が受入れられなかった場合には裁判所に提訴できる。裁判所の決定が最終的となる（同4項）。企業長の任期は5年または不定期であり（同6項）、選考は公募による（第35条1項）。

「国営企業従業員自主管理法」はしたがって、企業長の任免に関しては規定せず、企業従業員総会と企業従業員評議会（複数事業所をもつ企業はさらに事業所従業員評議会）についてのみ規定している。総会は過半数の出席で単純多数決で決定を行う（第7条）。総会の権限は次の通りである

(第10条)。

- (1) 企業長の提案により企業定款を決定する。
- (2) 従業員のためにあてられる利潤の配分の問題で決定を行う。
- (3) 企業従業員評議会と企業長の活動の年次評価を行う。
- (4) 企業の多年次計画を決定する。
- (5) 評議会の提案により企業自主管理規約を決定する。

企業従業員評議会は従業員全員の無記名投票で15人が選ばれ任期2年である(第13, 14条)。この15人の中から会長, 会長代理, 書記からなる幹部会が選出される。企業内で活動する政治団体ないし労働組合団体の長は幹部会員になることができない(第21条)。評議会の権限は, 企業年次計画の決定と変更, 投資問題での決定採択, 企業の合併および分割の問題での決定採択, 企業長の提案による企業就業規則の決定など, 15項目が規定されている(第24条)。企業長は評議会の会議に出席し, 要請があれば幹部会にも出席し, 企業の活動に関する評議会の決定を実行する(第37条)。評議会は企業長の決定の執行を停止する権限を持つ(第40条)が, 企業長もまた第40条の場合を除いて総会および評議会の決定で法規に反するものの執行を停止することができる(第41条)。この処理に関しては異議申立て(第42条), 調停および裁判(第44条, 第45条)が規定されている。

この国営企業関係二法について, 竹浪祥一郎氏は, 「もちろんそれはユーゴスラヴィアの制度ほど徹底したものではないが, W・ブルスのいう『分権モデル』を前提とした上での自主管理制度をほとんど局限に近いところまで押しすすめたものということができよう」と評価している⁽¹²⁾。しかしそれでもなお, 「連帯」はこれに満足しなかった。1981年10月7日に終了した「連帯」第1回全国大会は, 綱領を正式に決定し, その冒頭で政府の危機克服と経済安定のための綱領を支持しないことを明記した。「連帯」綱領のテーゼ1は, 「われわれは管理のすべての段階での自主管理的, 民主的改革の実施, 計画と自主管理と市場を結合する新しい経済的・社会的秩序を要求する」として, 労働者評議会による企業長の任命と解任

を要求した。さらに「連帯」綱領は、テーゼ19で「社会生活のすべての分野における独立した自主管理機関の創設およびそれへの支持を要求するとともに、国家構造の改造をも要求する」として、「自主管理共和国」への道を提起した。もはや、問題は単なる企業の自主管理にとどまらなかった。したがってまた、企業の完全な労働者自主管理を認めていない政府提案を「連帯」が受入れるはずもなかったのである。「連帯」綱領の最終項目のテーゼ37では、新たな社会的合意の要求として、「危機に対処する合意」、「経済改革についての合意」（「改革は、市場法則と社会化された計画化とを結合している経済制度の中で、従業員による企業管理を保障するものでなければならない」）および「自主管理共和国のための合意」を三位一体のものとして提起している⁽¹³⁾。

この「連帯」綱領は、ワレンサ議長の態度でさえなまぬるいとする「連帯」内部の急進派が大会を制した結果であった。この点に関しては、「連帯」はポーランド統一労働者党が改革にもっとも意欲を示していた1981年の春と夏に党と「連帯」との交渉を成立させる最良の機会を無駄にすごしたのだという批判がある⁽¹⁴⁾。「連帯」の急進派と併行して統一労働者党も硬化した。「連帯」綱領採択直後の1981年10月16—18日の統一労働者党第4回中央委員会総会ではカニア第一書記の辞表が本人の予想に反して受理され、ヤルゼルスキ首相・国防相が第一書記をも兼任することになった。10月28日の第5回中央委員会総会では、参謀総長シヴィツキ中將も政治局員候補に選出された（のち1983年11月からヤルゼルスキに代って国防相就任）。11月末の第6回中央委員会総会では、スト頻発により経済情勢が破局的なことが報告された。ヤルゼルスキは政府に非常全権を与えることを国会に要求し、グダニスクで「連帯」の全国委員会が開かれていた（ここでは「ポーランド臨時政府」の樹立が提案されたといわれる）12月13日に「国家非常事態宣言」を発表し、ヤルゼルスキ、シヴィツキら21人による「救国軍事評議会」（Wojskowa Rada Ocalenie Norodowego）を設立した。あらゆる種類のストライキと抗議行動は禁止され、連帯指導部は逮捕

され、労働義務制が施行された。

この「国家非常事態宣言」による戒厳令は1982年1月のポーランド国会で追認され、1983年7月20日の国家評議会決定によって解除された。この戒厳令の前後を通じて、経済改革に関連する多数の法規が制定されている。すなわち、前出の国营企業法・国营企業従業員自主管理法（1981年9月25日制定）にはじまり、企業合同の廃止に関する政府決定（1981年11月30日）、社会経済計画化に関する法律・価格法・国营企業財政経済法・社会化経済単位課税法・銀行法・国家統計法その他（いずれも1982年2月26日）、外資小規模生産法（1982年7月6日）、手工業法改定・協同組合法（1982年9月16日）、労働組合法・農民組合法（1982年10月8日）、国营企業更生・破産法（1983年6月29日）、地域自主管理法（1983年7月21日）、地域計画化法・閣僚会議付属計画委員会法（1984年7月12日）などである⁽¹⁵⁾。

一応1982年から経済改革が導入される予定になっていたし、実際に多くの改革法が1982年に集中しているので、これらは「1982年改革」と総称されている。しかし前記のように1983年7月までは軍政下にあり、しかも戒厳令解除にさいしても、1983年7月21日付けで、「社会的、経済的危機克服期間における特別の法的措置ならびに若干の法律の改定に関する法律」が制定されている。これによれば、「国营企業従業員集団自主管理機関の活動が法秩序または社会の基本的利益をおかす場合には、設立機関は、国营企業集団自主管理機関の活動を、6カ月をこえぬ一定期間停止させることができ、さらに、状況が要求する場合には、第10条でのべられている機関〔国家評議会付属の特別委員会〕に対し、自主管理機関の解散を提起することができる。従業員集団自主管理機関の活動停止期間中は、自主管理機関の権限を国营企業長が行使する」（第9条2項）⁽¹⁶⁾。かくして、「三つのS」のうち、自主管理は、少なくとも当面はきびしく制限されている。その他の改革については、次節で検討しよう。

注(1) 《Zycie Warszawy》 1980. 9. 2. (『世界政治——論評と資料』No. 581,

22—23ページの訳による)

- (2) Edward Cook, *Agricultural Reform in Poland: Background and Prospects*, 《Soviet Studies》, vol. 36, No. 3 (July 1984), p. 417—418.
- (3) 《Trybuna Ludu》 1983. 7. 23/24. (『世界政治——論評と資料』No. 651, 27ページの訳による)
- (4) 佐藤経明「ポーランド経済の再生は可能か」, 『エコノミスト』1981. 6. 2, 51ページ。
- (5) 《Tygodnik ‘Solidarność’》 1981. 4. 17 (『世界政治——論評と資料』No. 601, 38—42ページの訳による)
- (6) この経過は、上島 武・井手啓二・山本恒人『転機に立つ社会主義』, 世界思想社, 1985年, 114—115ページによった。ただし、ここでは国会通過の日時に誤記がある。
- (7) 《Trybuna Ludu》 1981. 5. 8 (『世界政治——論評と資料』No. 600, 48ページの訳による)
- (8) 『世界政治——論評と資料』No. 610, 49ページ。
- (9) 「経済改革の諸方向」については、『立命館経営学』第23巻第6号(1985年3月)の井手啓二・田口雅弘両氏訳を利用した。また、国営企業関係二法については、竹浪祥一郎「ポーランドの新しい国営企業関係法」, 桃山学院大学『経済経営論集』第25巻第4号(1984年3月)および同氏「ポーランド経済改革の現状と展望」, 同上第27巻第1号(1985年6月)による。
- (10) 井手啓二訳「ポーランドの国営企業更生・破産法」, 『立命館経営学』第23巻第5号(1985年1月)。
- (11) 鶴岡重成「ポーランド経済改革の四年間」, 『エコノミスト』1984. 10. 9, 67ページ。
- (12) 竹浪祥一郎「ポーランドの新しい国営企業関係法」, 21ページ。
- (13) 《Tygodnik ‘Solidarność’》 1981. 10. 16 (『世界政治——論評と資料』No. 613, No. 614, No. 615 の訳による)
- (14) George Sanford, *The Polish Communist Leadership and the Onset of the State of War*, 《Soviet Studies》, vol. 36, No. 4 (October 1984), p. 510. なお、この批判に対する異議が、Paul G. Lawis, *The PZPR Leadership and Political Development in Poland: a Note*, 《Soviet Studies》, vol. 37, No. 3 (July 1985), pp. 437—439 で提出されている。
- (15) 竹浪祥一郎「ポーランド経済改革の現状と展望」, 14—15ページ。
- (16) 《Trybuna Ludu》 1983. 7. 24/25. (『世界政治——論評と資料』No. 651, 30ページの訳による)

4. 「改革」後のポーランド経済

「1982年改革」は、ポーランド統一労働者党内の改革派エコノミストが、「連帯」運動の急進化による「連帯」との対話不成立後に党のプラグマチックな指導部の支持のもとで軍政下で導入した、という複雑な性格を持っている。引続きヤルゼルスキが首相兼党第一書記をつとめている現在のポーランドの党・政府指導部の性格は、単純に復古的、反改革的とみなすわけには行かない。ヤルゼルスキ（あるいはその後継者）がハンガリーのカーダール化する可能性もないわけではないのである。

改革の主要な原則は、次のように要約される⁽¹⁾。

- (1) 企業の自立性、自主管理、自己金融のいわゆる3-S原則。自立性とは、何をどのように生産すべきかについて企業が選択権を持ち、中央からの指令性計画によって制約されない、ということであり、自己金融とは、従業員の所得が企業の収益のみに依存する、ということである。自主管理については前節でのべたように、従業員評議会に全権をあたえるものではない。
- (2) 市場の不均衡は価格をより弾力的にすることで調整され、マクロ経済的な効率は企業の予算制約をよりハードにすることで改善される。反独占法規と輸入自由化によって競争が奨励され、国営企業の破産が公認される。
- (3) 中央計画は維持されるが簡略化され、政府は税制、信用、利子、為替レート、直接買付け、価格・所得規制、重点投資、輸出入統制などで間接的に計画の達成に努力する。すなわち、「規制された競争市場」が政策目標達成の主要な手段となる。
- (4) 中央計画が恣意的なものでなく社会の選好を反映したものになるために、「中央計画化過程の社会化の原則」が提起される。主要な政策問題はマス・メディアを通じて公開討論され、労働組合や専門機関にも諮問された上で国会で決定される。

このような改革の諸原則は、複数主義による政治的民主化を含んでいない点で「プラハの春」には及ばないが、当初の構想では現在のハンガリーやユーゴの政治制度以上の民主化を予定したものであった。また、もし上記の諸原則が完全に実施されたならば、自主管理の導入という点ではハンガリー改革にまさり、破産の公認と内外の企業間競争の保障という点ではユーゴ以上の改革となったであろう、といわれている。しかしこれはあくまでも、「もし……ならば」であって、現実には、上記の諸原則のうち(1)～(3)は当面導入を延期され、(4)にいたっては軍政導入後は実行不可能になっている。

いわゆる3-S原則のうち、自主管理については、前節の最後でのべたように、軍政解除後も臨時措置法によって従業員評議会の権限はきびしく制約され、少なくとも当面はポーランドの経済改革は自主管理抜きのハンガリー型改革に近いものになっている。しかもハンガリー型さえ実現されているわけではない。企業の自立性に対する制限は、軍政解除後むしろ拡大の傾向にあるといわれる。その主要なものは、強制的労働仲介（労働関係機関の同意なしに就業ないし雇用を禁止）、物材バランス作成（政府の資材割当をうける経済単位にとって義務的なもの）、資材割当・強制介入・限度設定対象品目の拡大、政府発注による特典の供与、特定重要目的達成のためのオペレーション・プログラムの設定などである⁽²⁾。政府が企業の自立性を大幅に制約する以上、企業が破産にひんしたとしてもそれは企業自身の責任ではない。しかも大量破産と高失業の出現を容認できるような社会情勢ではないので、赤字企業も従来通り政府補助金によって救済されることになる。補助金の比率は、1982年に企業利潤の44%、1983年にも40%に達していたといわれる⁽³⁾。したがって、企業の自己金融の原則も空文化し企業の予算制約がいぜんとしてソフトであることはたしかである。

実際に導入された改革としては、すでに1981年7月に、企業に対する部門別集中管理を緩和するために9の部門別省（機械工業省、冶金省、重・農業機械省、化学工業省、軽工業省、鋳業省、エネルギー・原子力省、農

業省、食料工業省)が4省(化学・軽工業省、鉱業・エネルギー省、冶金・機械工業省、農業・食料経済省)に統合され、大幅な人員整理が断行された。企業に対して、これら部門別省の直接管理ではなく機能諸官庁(財務、貿易、賃金、価格など)の間接誘導が効果を発揮することが期待された。しかしなお部門別の7省(建設・建設資材工業省、林業・木材工業省、交通省、通信省、国内商業・サービス省、外国貿易省、海運庁)が再編成もなく温存された上、統合された部門別省がなお企業に対する監督機能を保持し、機能諸官庁に対しても強い影響力を及ぼしている⁽⁴⁾。また、部門別省と企業との中間ベルトであった企業合同(zjednoczenie)は解体されたが、それに代って企業連合(zrzeszenie)が形成され、多くの場合に企業が強制的にこれに加入させられているとの不満がたえられている⁽⁵⁾。

価格制度に関しては、チェコ・ハンガリー型経済改革と類似の3種価格が設定された。すなわち、国家が決定する固定価格、部門別限界コストを越えない制限価格、および自由価格である。1982年の販売高に占める3種価格の比率〔()内は1983年の比率〕は以下の通りであった⁽⁶⁾。

	消費財	生産手段	農産物
固定価格	37(40)	19(20)	72
制限価格	15(15)	5(5)	0
自由価格	48(45)	76(75)	28

固定価格は食品、原材料など重要産品で、石炭や電力はコスト以下の価格に設定されている。改革の原則的方向としては価格変動を市場の需給関係にゆだねることであるが、供給に関して国営企業の独占的地位が変化しない以上、価格の自由化はインフレ的価格上昇をもたらす危険がある。改革後も政府はしばしば価格凍結を行っており、価格が実際に自由化される方向にはない。

このように、1982年以降にポーランドで実施された経済改革は、当初の改革理念からはほど遠く、むしろ改革が逆行する現象すらみられる。それは、一応は導入された改革諸法(とくに国営企業関係二法)に多くの例外

が設けられ、企業に対する集権的介入の権限が部門別省を中心になお強力に保持され、間接的・誘導的計画化から直接的・指令的計画化への修正が進行していることにあらわれている。こうした逆行現象を生み出したのは、党と政府が「連帯」対策上の考慮から改革にさいして企業自治を制限したことによる政治的限界、高失業を回避し国民の平等志向（これはカトリック教会も大いに推進したとされる）を考慮して企業効率改善のための抜本的措置をためらわざるをえないという社会的限界、企業間競争を有効に組織するには国内市場のみでは不十分であるが、さりとて開放経済への移行は国際収支上不可能であるという経済的限界が改革実施を制約していたからである、とされる⁽⁷⁾。したがって「1982年改革」以後のポーランド経済にはそれ以前と実質的に大きな変化は見出せないが、そのことはまた、軍政による「連帯」の解体によって、経済改革を下から実際に推進しようとする社会的勢力が消滅したことにもよるのである。

それでは、この間のポーランド経済の実態はどうであったのか。1971年以降のポーランドの国民所得の対前年比増加率は次の通りである⁽⁸⁾。

1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978
8.1	10.6	10.8	10.4	9.0	6.8	5.0	3.0
1979	1980	1981	1982	1983	1984		
-2.0	-6.0	-12.1	-5.5	4.5	5.0		

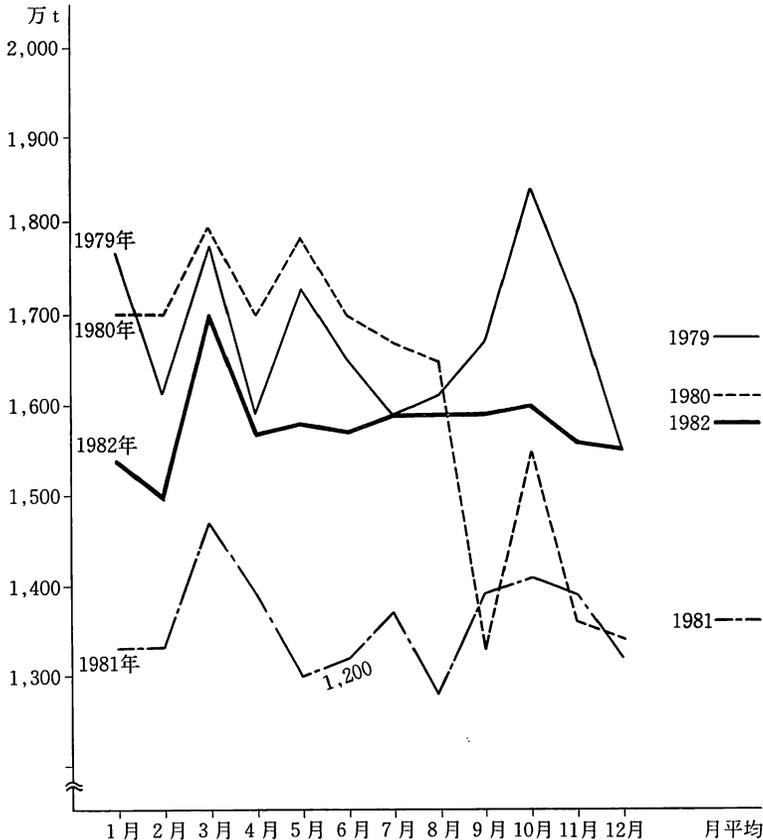
第2節でふれたように、ギエレク時代の1970年代前半は年平均10%の高成長を示したが、1970年代後半には明瞭な成長鈍化があらわれ、グダニスク合意前年の1979年にはすでにマイナスの成長を記録している。その後1982年まで4年連続のマイナス成長となり、1982年の国民所得の水準は1978年の76.5%まで低下した。軍政下の1983年からようやくプラスの成長を記録したが、1984年の水準はなお1978年の84%に過ぎない。この数字から、1983年以降とにかくポーランド経済が回復にむかったことをもって、軍政の導入が経済的にプラスであったとみることもできようし、また逆に回復の弱さを強調して軍政下の経済成長の限界を指摘することもできよ

う。ただ、後者の立場に立っても、軍政ではなしに経済改革が全面的に導入されれば経済危機からの脱出が容易であったろうとみるのは早計である。もしも（またしても「もしも」であるが）「連帯」と党・政府との和解が成立したとすれば、そのことはたしかに労働者の勤労意欲を高め労働生産性が上昇する誘因になりうるが、それにしても経済危機からの脱出はむしろ集権的対応を必要とし、分権的な経済改革の即時導入は経済危機のさいには時機尚早なのである。

とにかく、軍政下の1982年にもマイナス成長は続いた。1982年度の計画作成にあたっては、ポーランドの主要産品であり主要輸出商品である石炭の推定産出量を基礎にして、石炭産出量1億5,500万トンの場合の国民所得成長率マイナス8.3%から、1億7,500万トンの場合のマイナス1.4%までの3案が作成されたが、1982年の実績は、石炭産出量が1億8,930万トンと推定の上限を越えたのに対し、国民所得はマイナス5.5%とふるわなかった。ここで、1979年から1982年までの、ポーランドの月別・月平均の石炭産出量の変化を図示しよう（次ページ）⁹⁾。

1979年には（すでに国民所得のマイナス成長がはじまっていたにもかかわらず）石炭産出量は年間2億100万トンで史上最高を記録した（月平均では1,675万トン）、季節修正されていない数字であるため、この1979年の月別変化を一応ノーマルな生産カーブであるとしよう。1980年には、8月までは前年を約3%上回るテンポで同じようなカーブを示していた（これが年末まで続けば前年より500万トン以上の増産となったはずである）が、8月以降のストライキで1980年全体としては1億9,310万トン（3.9%減）、月平均では1,610万トンにとどまった。1979年のピークは、炭坑における4交替制の実施による連続操業がもたらしたものであったが、「連帯」が結成されてこの4交替制廃止を要求し、炭坑労働者も土曜と日曜には完全に休息を取ることになったために、1981年の産炭量はさらに急減して年間1億6,300万トン（対前年比マイナス15.6%、対1979前年比ではマイナス19%）、月平均では1,360万トンと1970年代前半の水準に低下した。

石炭産出量，月別・月平均



この状態から軍政導入後の1982年には年間1億8,930万トン(対前年比16%増)、月平均1,580万トンに回復したが、これはストライキを禁止し労働時間を延長した上で、炭坑労働者の賃金を大幅に引上げ、特別手当の支給や特別配給などによってさまざまな特典をあたえたことによる。これによって石炭の輸出もピーク時の4,000万トン以上から1981年にはわずか1,500万トンに減少していたのが、1982年には2,800万トンまで回復している。しかし1982年には工業生産全体としてはマイナス4.5%を記録し、国民所得はマイナス5.5%となったのである。これに対して1983年には、工

業生産は6%増を達成し国民所得は4.5%の増加となったが、石炭産出量は1億9,110万トンと前年の微増(月平均1,590万トン)にとどまり、1982年の産炭量回復努力が限界に近かったことを示している(図では、1983年の月別産炭量も月平均も1982年とほとんど重なるため図示していない)。

また、供給の改善にもかかわらず需要がそれを大きく上回って伸びているため、需給不均衡によるインフレ圧力がいぜんとして弱まっていない。ポーランドの賃金水準は1981年に対前年比27%の上昇となったが、軍政導入後も1982年46%、1983年27%と大幅に上昇した。3年間で約2.4倍である。個人農民の所得はさらにこれを上回って1981年62%、1982年62%、1983年18%と、3年間で3.1倍となった。全体として、名目個人所得は1981年32%、1982年63%、1983年25%と3年間で2.7倍になっている⁽¹⁰⁾。こうした需要圧力に対処するためのひとつの手段は需要そのものを強力で削減することであるが、軍政当局といえどもこのことは政治的に不可能であった。もうひとつの手段は、正攻法で国内生産と輸入の拡大によって需給をバランスさせることであるが、国内生産が需要に追いつかない上に、対西側債務270億ドル以上をかかえたポーランドにとっては、輸入の拡大どころか輸入の削減が課題になっていたのである。

結局、残された道は物価の大幅引上げによって需要の鎮静化をはかる以外になかった。小売物価指数は1981年に21.2%上昇(1980年までは対前年比10%以下の上昇にとどまっていた)したが、軍政導入後の1982年2月に2倍から4倍に及ぶ食料品と燃料の値上げが実施されて1982年の小売物価指数は対前年比100.8%の上昇を記録した。小売物価は1983年にも21%上昇し、3年間で2.9倍となった。したがって、1981—1983年の3年間で小売物価でみた実質個人所得は8.5%減少したことになる。個人農民の実質所得は3年間で5%の増加となったが、労働者の実質賃金は3年間で20%低下した。

それでもなお、1983—1985年の3カ年計画の見通しでは、3年間に名目所得が48%上昇することが予定される一方で消費財の供給は24%の増加に

とどまるとされており、需給をバランスさせるためにはこの3年間になお45%の価格上昇（したがって実質所得はほぼ横ばい）が必要だとされている。1984年にも小売物価は15%上昇したが、1985年に入っても、政府公認の新労組も反対する中で3月にパン及び小麦粉、4月に石油・ガス・電力、7月に肉類と段階的な値上げが続いている。

注(1) Stanislaw Gomulka and Jacek Rostowski, *The Reformed Polish Economic System 1982—1983*, 《Soviet Studies》, vol. 36, No. 3 (July 1984), p. 387—388.

(2) 竹浪祥一郎「ポーランド経済改革の現状と展望」, 26—29ページ。

(3) Gomulka and Rostowski, p. 396.

(4) 竹浪, 前出, 22—23ページ。なお、『転機に立つ社会主義』120ページには「13工業省〔名称なし〕が4省〔竹浪論文に同じ〕に整理された」とあるが、ここでは名称の明らかな竹浪論文によった。Gomulka and Rostowski. p. 400では「部門別省の数が12から6に削減された」とあるが名称は出ていない。

(5) Gomulka and Rostowski, p. 401.

(6) Ibid., p. 390.

(7) Ibid., p. 403.

(8) 1982年までの数字はポーランド統計年鑑1983年版 (Rocznik Statystyczny Polski 1983) による。1983年、1984年の数字はコモコン統計で補足した。

(9) Zbigniew M. Fallenbuchl, *The Polish Economy under Martial Law*, 《Soviet Studies》, vol. 36, No. 4 (October 1984), p. 517 の表により作成 (出典はポーランド統計年鑑および *Zycie Gospodarcze* 各号)。

(10) Ibid., p. 520.

5. ポーランド経済改革の展望

第2節でふれたように、ハンガリーの1968年改革は政治的にも経済的にも有利な状況のもとで着手された。ハンガリーの経済改革は経済的危機や成長鈍化に直面してからその対策として緊急にとりくまれたものではなく、むしろ経済の比較的順調な成長の過程で、将来の成長力の減退を予測し先取りして改革が検討されたのである。当時世界経済が好調な拡大を続けていたことも幸いして、改革後は経済成長が加速され、1973年以降の世

界経済の乱調に対してもすでにかかなりの抵抗力を身につけており、経済的困難から改革を全面的に放棄するといった事態は生じなかった。また政治的には、1956年の動乱当時ソ連の戦車に援護されてもっとも不人気な形で登場したカーダール政権が、その後の收拾過程で動乱当時の諸要求を実質的にかなりとりいれて民主化を推進し、国民の支持の獲得に成功していた。その上で、3年間にわたって周到な準備が積み重ねられて実際の改革が開始されたために、「プラハの春」への軍事介入による政治的逆流にもたえて改革が生きのびることができたのである。

もしもポーランドで、1956年に国民の期待をになって再登場したゴムルカが、オスカー・ランゲらが立案した経済改革案をうけいれていたとすれば、事態はハンガリー以上に有利に展開したはずである。しかし、1956年にハンガリーのような混乱なしに以前の制度を維持することに成功したゴムルカ体制は、それ以上従来の制度の解体・再編成に進もうとはしなかった。旧制度の維持に過大な自信を持ったゴムルカ体制は、1960年代後半の「改革の季節」にも乗りおくれ、その後のポーランドは、政治的不安定の中で改革を回避し問題をつねに先送りにしてきた。その結果が、1980年夏に、経済危機の中で、政治的民主化と経済改革と労働者自主管理の要求を一括してつきつけられることになったのである。

経済危機からの脱出とこれらの諸要求との、いわば四重苦の中での解決の選択は容易なことではなかった。経済危機に直面しているポーランドで、当面は労働者の諸要求が実現不可能であることを説得して当面の解決策に同意を得るためには、国民の支持に立脚する強力な政府が必要であった。しかしまさにその国民の支持を得ることが困難であったのである。したがって、これらの諸要求を拒否するだけの力もなかった政府は、労働者の要求に屈して実現不可能な約束をつぎつぎと結び、それによって労働者の不満を増大させることになった。政府の無力は、ソ連からの介入の可能性を大きくしていた。「連帯」が急進化して従来の指導部ですら掌握がむずかしくなっていた時に、ソ連の介入をまねかずに事態を收拾す

る道として選択されたのが、軍政の導入であった。

軍政は、力によって国内の秩序を回復した。さきにものべたように、経済危機からの脱出には分権的な改革よりも集権的な対応が有効である。その意味で、軍政は一応経済危機からの脱出に成功しつつあるようにみえる。問題はその後である。改革の必要性については広く国民的な合意が成立しており、これを無視して旧制度にもどることはできない。軍政以後、どのような方法、どのような体制で改革に実際に着手するかが大きな難問である。

ポーランド経済改革の現状について、さきに引用したゴムルカとロストフスキの論文は、「間接的な市場指向的計画化というよりもむしろ、非公式な指令的計画化というべきであろう」としている⁽¹⁾。実態的には、以前の指令的計画化と同様だとみているのである。また竹浪祥一郎氏は、自主管理運動の内実化と労働組合運動の再活性化がなければ、「作りあげられた新経済制度は、経済官僚によって動かされる一種の経営者主義的制度に転化する可能性が強い」と危惧されている⁽²⁾。また同氏によれば、1984年末にはポーランド統一労働者党機関誌 *Nowe Drogi* に、1981年9月に国会で承認されて政府の改革方針の基礎となっている「経済改革の諸方向」それ自体を批判する論文が発表されたということである⁽³⁾。

それでは、これまでのポーランドにおける数回の経済改革の試みと同様に、今回の経済改革も後退し放棄されるのであろうか。しかし、これまでとは違って今回は、1,000万人の労働者を結集しさらにその周辺に多くの同調者を生み出した「連帯」運動の遺産が、党と政府に対して強力な歯止めとなっている。もっぱら外国の支持に立脚するのではなく国民の支持を得ようとする政府であるかぎり、「連帯」運動を反面教師としてでも忘れることはできないだろう。今後のポーランドにおける改革の動向については、ひとつはソ連のゴルバチョフ政権がポーランドに対してどのような政策をとるかも問題である。しかしそれ以上に、ポーランドの現在のヤルゼルスキ体制がどのような性格のものであるかが問題であろう。

陸軍大将ヤルゼルスキが国防相兼任のままで首相に就任しさらに党第一書記をも兼任したのは、明らかに軍政移行への準備体制であり、そのために軍政も合法的に導入することができた。しかし現在もなおヤルゼルスキが党第一書記と首相を兼任している必要があるのだろうか。第一の可能性として考えられるのは、事態がなお流動的であり軍政を再度導入する場合もあることにそなえている、ということである。第二の可能性としては、ヤルゼルスキ登場のさいにいわれていたことだが、党と政府の従来 of 指導部に対する国民的不信があり、ヤルゼルスキは従来からも党政治局員でありながら軍人として官僚人脈とは無縁であり人気が高かったことから、いまなお党と政府の看板として「余人をもって代えがたい」状況にある、ということである。さらに第三の可能性としては、やや希望的観測になるが、ヤルゼルスキがプラグマチックな政治指導者として意外に有能であり、ハンガリーのカーダールのように、非常事態を乗り切って改革を推進する能力を持っている、ということである。

この三つの可能性はいずれも否定できない。第一の場合には、つねに反体制運動に対する警戒心が強調され、改革は後退し放棄されることになるかも知れない。第二の場合には、どのような勢力がヤルゼルスキを支え政策を立案しているかによって、状況は改革を推進する方向にも後退させる方向にも変りうる。第三の場合はヤルゼルスキのカーダール化であるが、これには党内の一致した支持と高度の政治的手腕が要求される。

したがって、問題はまさにポーランドの政治状況、とくに党内政治の状況にかかっており、そのことが不透明な以上、ポーランドの経済改革の動向もまた不透明にならざるをえないのである。

注(1) Gomulka and Rostowski, p. 403.

(2) 竹浪祥一郎「ポーランド経済改革の現状と展望」, 41ページ。

(3) 同上, 38ページ脚注。